（都市公園法の一部改正）

第七条　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

２　都道府県は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条の三第一項に規定する広域計画（次条第二項において「広域計画」という。）を定めている場合においては、前項に定めるもののほか、当該広域計画に即して都市公園を設置するよう努めるものとする。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　市町村は、都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画（次条第三項において「基本計画」という。）を定めている場合においては、第一項に定めるもののほか、当該基本計画に即して都市公園を設置するよう努めるものとする。

第三条の二第二項を次のように改める。

２　都道府県は、広域計画を定めている場合においては、前項に定めるもののほか、当該広域計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。

第三条の二に次の一項を加える。

３　市町村は、基本計画を定めている場合においては、第一項に定めるもののほか、当該基本計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正）

第八条　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第四項及び第六項中「定めようとする」を「定める」に改め、同条第七項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第十四条中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第十五条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「同条第五項及び第六項」を「同項及び同条第二項」に、「同条第五項中」を「同項中」に改め、同項を同条とする。

第十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「第七十条各号」を「第八十二条各号」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

第十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「第七十条各号」を「第八十二条各号」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十五号の二の次に次のように加える。

百五十五の三　優良緑地確保計画の認定手続に係る登録調査機関の登録		
都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第九十五条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正）

第十条　近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第四項及び第六項中「定めようとする」を「定める」に改め、同条第七項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第十五条中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第十六条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「同条第五項及び第六項」を「同項及び同条第二項」に、「同条第五項中」を「同項中」に改め、同項を同条とする。

第十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「第七十条各号」を「第八十二条各号」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

（生産緑地法の一部改正）

第十一条　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「同条第二項第五号」を「同条第二項第七号」に改める。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第十二条　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第三条第三項中「第七条の二後段」を「第八条後段」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第十三条　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条第九項」を「第一条第十項」に改める。

（独立行政法人国立文化財機構法の一部改正）

第十四条　独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第八条第八項」を「第九条第八項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第十五条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び第三項」を「及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「前項の」を「第二項の」に改める。

（景観法の一部改正）

第十六条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

第十七条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「、同法第十七条第二項」を削り、同条第二項を次のように改める。

２　前項の規定により認定町村の長が同項に規定する事務を行う場合における都市緑地法第四条、第三章第二節及び第三十一条の規定の適用については、同法第四条第二項第六号ハ中「第十七条」とあるのは「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第七項中「第六号ハからホまでに掲げる事項」とあるのは「第六号ハからホまでに掲げる事項（地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項を除く。）」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項並びに同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県等」とあるのは「地域歴史的風致法第二十四条第一項に規定する認定町村」と、同項中「第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項」と、「買入れ又は第十七条の二第五項の規定による負担並びに都道府県又は町村が行う第十七条第三項の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。